

第 5 章

児童・ひとり親・女性等福祉

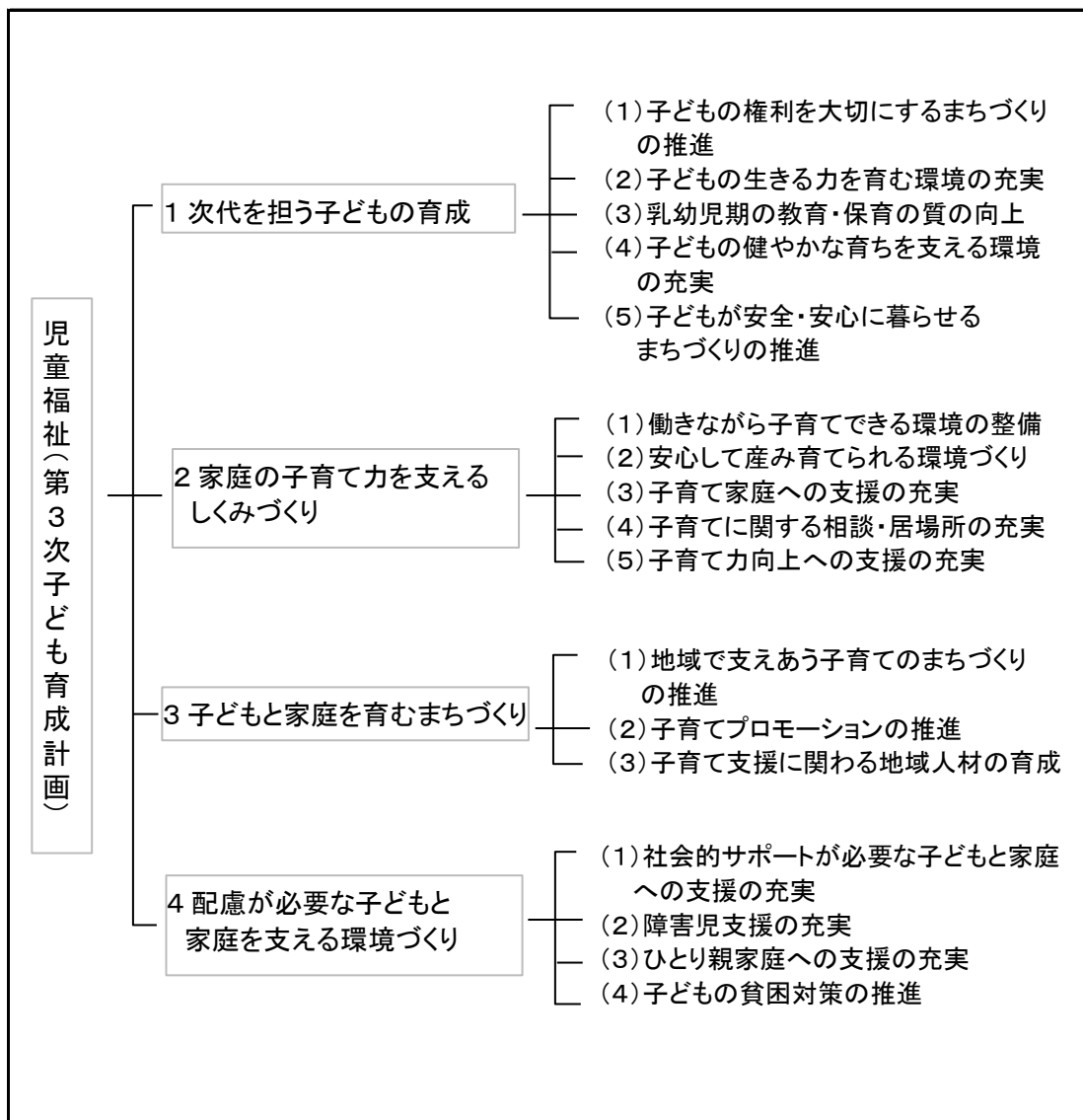
1. 概説
2. 児童（18歳未満）の人口
3. 手当
4. 医療費の助成
5. 幼児教育・保育
6. 健全育成
7. ひとり親・女性等福祉
8. 子ども家庭支援センター
9. 子どもと外出しやすい環境整備
10. 企業との協働による子育て支援

1. 概 説

児童福祉の理念は、子どものより良い生活を保障するとともに、将来の社会を担う子どもを心身ともに健全に育成することにある。

また、ここ数年少子化が急速に進展し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している。核家族化や共働きが増えている中で、地域におけるコミュニケーション力や子育て力の向上が課題となっている。こうした状況の中、より一層子どもと家庭に関する施策を総合的に推進するために「八王子市子ども育成計画」を策定し、計画に基づき、市民・学校・地域・行政などが協力して、地域における子育て・子育て環境の整備を進めている。計画の着実な推進に取り組むことで「子どもにやさしいまち」と「子育てしやすいまち」の実現を目指す。現行の計画（第3次 子ども育成計画）の施策の体系は下記のとおり。（平成27～31年度）

（子ども家庭部）



2. 児童（18歳未満）の人口

（1）年齢層別児童人口

（各年1月1日現在）

区 分 \ 年 度	2 5	2 6	2 7
18歳未満人口（人）	87,299	86,464	85,292
0歳～5歳（人）	26,963	26,218	25,495
6歳～11歳（人）	29,190	28,968	28,669
12歳～17歳（人）	31,146	31,278	31,128

（2）児童人口の割合

（各年1月1日現在）

区 分 \ 年 度	2 5	2 6	2 7	
八王子市	全人口（人）	555,517	554,462	553,097
	18歳未満人口（人）	87,299	86,464	85,292
	比率（%）	16	16	15
東京都	全人口（人）	12,740,088	12,807,631	12,880,144
	18歳未満人口（人）	1,806,473	1,817,464	1,828,101
	比率（%）	14	14	14

3. 手 当

(1) 児童手当

中学校修了前の児童を養育する者に支給する。

ア. 児童手当月額の推移

手当月額 平成19年4月～平成22年3月

- 10,000円 (3歳誕生日までの子)
- 5,000円 (3歳以上の第1子・第2子)
- 10,000円 (3歳以上の第3子以上)

※平成22年4月～平成24年3月の期間は支給なし
(当該期間は子ども手当を支給)

平成24年4月～(所得制限は平成24年6月から導入)

- 15,000円 (3歳誕生日までの子)
- 10,000円 (3歳以上～小学校修了前の第1子・第2子)
- 15,000円 (3歳以上～小学校修了前の第3子以上)
- 10,000円 (中学生)

※所得制限超過の場合、特例給付として一律5,000円

イ. 児童手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		24 ※支給は10か月分	25	26
延 支 給 人 員 (人)	3歳未満被用者	91,489	105,829	102,822
	3歳未満非被用者	26,556	29,702	27,470
	特 例 給 付	53,765	77,430	77,705
	3歳以上小学校 (被用者)	295,477	350,537	348,971
	3歳以上小学校 (非被用者)	99,678	117,231	111,783
	中 学 生	126,149	147,964	147,487
	合 計	693,114	828,693	816,238
支 給 総 額 (円)	3歳未満被用者	1,372,335,000	1,587,435,000	1,542,330,000
	3歳未満非被用者	398,340,000	445,530,000	412,050,000
	特 例 給 付	268,825,000	387,150,000	388,525,000
	3歳以上小学校 (被用者)	3,101,150,000	3,682,830,000	3,671,715,000
	3歳以上小学校 (非被用者)	1,066,660,000	1,256,230,000	1,198,685,000
	中 学 生	1,261,490,000	1,479,640,000	1,474,870,000
	合 計	7,468,800,000	8,838,815,000	8,688,175,000

平成24年度の支給は10か月

(2) 子ども手当

ア. 子ども手当月額と支給年齢の推移

手当月額

平成22年4月から平成23年9月まで
13,000円

平成23年10月から平成24年3月まで
15,000円 (3歳誕生日までの子)
10,000円 (3歳以上小学校修了前の第1子・第2子)
15,000円 (3歳以上小学校修了前の第3子以上)
10,000円 (中学校修了前)

(15歳年度末までの児童・所得制限なし)

イ. 子ども手当支給額等の状況

区 分		年 度	
		24 ※支給は2か月分	25 ※過年度認定分
延 支 給 人 員 (人)	被 用 者	19,146	0
	非 被 用 者	5,791	0
	中 学 校 修 了 前	29,664	6
	小 学 校 修 了 前 (被 用 者)	69,210	0
	小 学 校 修 了 前 (非 被 用 者)	22,867	8
	合 計	146,678	14
支 給 総 額 (円)	被 用 者	287,168,000	0
	非 被 用 者	86,815,000	0
	中 学 校 修 了 前	296,742,000	72,000
	小 学 校 修 了 前 (被 用 者)	727,252,000	0
	小 学 校 修 了 前 (非 被 用 者)	244,280,000	97,000
	合 計	1,642,257,000	169,000

制度終了により平成24年度の支給は2か月分
平成26年度の支給実績なし

(3) 児童育成手当

[育成手当]

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭に、対象児童1人当たり月額13,500円の手当を支給する。

[障害手当]

20歳未満で心身に障害（愛の手帳1～3度程度・身体障害者手帳1～2級程度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症）のある児童を扶養している者に、対象児童1人当たり月額15,500円の手当を支給する。

ア. 児童育成手当月額の推移

単位：円

改定時期	育成手当	障害手当
平成元年10月	10,000	12,000
平成2年10月	10,500	12,500
平成3年4月	11,000	13,000
平成4年4月	11,500	13,500
平成5年4月	12,000	14,000
平成6年4月	12,500	14,500
平成7年4月	13,000	15,000
平成8年4月	13,500	15,500

イ. 児童育成手当支給額等の状況

区分		年度		
		24	25	26
総支給額 (円)	育成手当	1,440,565,500	1,442,309,500	1,430,878,000
	障害手当	85,079,500	89,342,000	91,171,000
	合計	1,525,645,000	1,531,651,500	1,522,049,000
延支給人員 (人)	育成手当	106,709	106,837	105,990
	障害手当	5,489	5,764	5,882
	合計	112,198	112,601	111,872

(4) 児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給する

ア. 児童扶養手当月額の推移

単位：円

改定時期	児童1人	2人目加算額	3人目以降加算額
平成元年4月	35,100	5,000	2,000
平成2年4月	35,910		
平成3年4月	37,000		
平成4年4月	38,220		
平成5年4月	39,380		
平成6年10月	41,100		3,000
平成7年4月	41,390		
平成10年4月	42,370		
平成15年10月	42,000		
平成16年4月	41,880		
平成18年4月	41,720		
平成23年4月	41,550		
平成24年4月	41,430		
平成25年10月	41,140		
平成26年4月	41,020		

イ. 児童扶養手当支給額等の状況

区分		24	25	26
全部支給	延支給人員（人）	31,682	31,115	30,133
	支給額（円）	1,313,883,020	1,287,530,760	1,237,322,120
一部支給	延支給人員（人）	22,300	23,318	23,692
	支給額（円）	631,579,060	655,348,040	664,704,620
第2子加算	延支給人員（人）	22,590	22,477	22,072
	支給額（円）	112,950,000	112,102,500	110,122,500
第3子以降加算	延支給人員（人）	6,625	6,697	6,680
	支給額（円）	19,875,000	20,079,000	20,032,500
合計	延支給人員（人）	83,197	83,607	82,577
	支給額（円）	2,078,287,080	2,075,060,300	2,032,181,740

ウ. 受給原因別世帯数状況

(各年度末現在) 単位：世帯

区分 \ 年度	24	25	26
離婚	3,633	3,607	3,560
死亡	71	61	56
生死不明	—	—	—
遺棄	19	19	19
拘禁	4	2	3
未婚の母子又は父子	394	377	393
父又は母が重度の障害	39	44	40
その他	253	241	229
合計	4,413	4,351	4,300

※非受給者は含まず。その他は該当事由混合世帯。

4. 医療費の助成

(1) 乳幼児医療費助成

6歳義務教育就学前の児童に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。

平成4年10月1日	施行（1歳未満児対象・所得制限なし）
平成6年1月1日	制度改正（3歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成10年10月1日	制度改正（4歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成12年10月1日	制度改正（5歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成13年10月1日	制度改正（6歳就学前児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成19年10月1日	制度改正（所得制限撤廃）

○乳幼児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
年度末日人員 (a) (人)	31,451	30,640	29,973
年間医療助成費 (b) (円)	986,510,070	956,084,531	941,799,799
年間取扱件数 (c) (件)	588,101	575,602	565,233
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	19	19	19
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	31,367	31,204	31,422
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	1,677	1,661	1,666

(2) 義務教育就学児医療費助成

小・中学生に対して、医療費のうち、入院・調剤については各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。通院については、各種医療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分を助成している。

平成19年10月1日 施行（所得制限あり）自己負担分の1/3

平成21年10月1日 制度改正（所得制限あり）通院…上限200円を除く自己負担分
調剤…自己負担分全額
入院…自己負担分全額

平成24年10月1日 制度改正（所得制限緩和）児童手当に準拠して緩和

○義務教育就学児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
年 度 末 日 人 員 (a) (人)	36,442	36,680	36,561
年 間 医 療 助 成 費 (b) (円)	754,869,103	822,226,915	881,105,683
年 間 取 扱 件 数 (c) (件)	389,181	417,889	434,835
1 人 当 り 年 間 受 診 回 数 (d) = c / a (回)	11	11	12
1 人 当 り 年 間 医 療 助 成 費 (e) = b / a (円)	20,714	22,416	24,100
1 件 当 り 医 療 助 成 費 (f) = b / c (円)	1,940	1,968	2,026

(3) ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費・一部負担金を除く）を助成している。

平成2年4月1日 施行 （所得制限あり）課税者…自己負担分の2/3
非課税者…自己負担分全額

○ひとり親家庭医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
世 帯 数 (a) (世帯)	4,114	4,149	4,181
人 員 (b) (人)	7,765	7,857	7,906
世 帯 当 り 人 員 (c) (人)	1.9	1.9	1.9
年 間 医 療 助 成 費 (d) (円)	220,161,728	225,975,198	228,862,699
年 間 取 扱 件 数 (e) (件)	88,653	91,043	93,103
1人当り年間受診回数 (f) = e / b (回)	11.4	11.6	11.8
1人当り年間医療助成費 (g) = d / b (円)	28,353	28,761	28,948
世帯当り年間医療助成費 (h) = d / a (円)	53,515	54,465	54,739
1件当り医療助成費 (i) = d / e (円)	2,483	2,482	2,458

5. 幼児教育・保育

(1) 保育定員の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分 \ 年 度	2 5	2 6	2 7
公立保育所	1,430	1,430	1,430
私立保育所	8,262	8,447	8,922
認定こども園	325	325	272
小規模保育	—	—	42
事業所内保育	—	—	12
家庭的保育	66	65	57
認証保育所	403	410	298
定期利用保育	48	49	44
合 計	10,534	10,726	11,077

(2) 保育施設入所児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分 \ 年 度	2 5	2 6	2 7
公立保育所	1,440	1,412	1,452
私立保育所	8,535	8,799	9,095
認定こども園	266	304	263
小規模保育	—	—	36
事業所内保育	—	—	5
家庭的保育	46	63	43
認証保育所	397	387	286
定期利用保育	37	30	27
合 計	10,721	10,995	11,207

(3) 待機児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分 \ 年 度	2 5	2 6	2 7
待機児童数	253 (472)	231 (468)	144 (330)

※ () は、旧定義。

※ 「旧定義」と「新定義」について

旧定義とは、上記の保育施設への利用申込みをしたが、利用できなかった児童の数。

新定義とは、旧定義の児童数から、認証保育所の利用者や保護者の私的な理由等により待機となった児童数を除いたもの。

(4) 保育園児 1 人にかかる費用の年度別推移 (月額)

単位：円

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
0 歳児	309,327	309,965	316,533
1 歳児	147,935	148,091	152,945
2 歳児	129,975	130,131	134,985
3 歳児	75,315	75,391	79,055
4 歳以上児	69,445	69,511	73,035

設定 定員100人で0歳児保育を実施している私立保育園の費用をモデル的に算出
(障害児保育の費用を除く)

(5) 保育園運営費の年度別推移

単位：千円

区分 \ 年度	2 4	2 5	2 6
運営費	14,147,405	14,947,114	15,597,984

(6) 保育園運営費の財源負担割合 (26年度)

八王子市

運営費 15,597,984 千円 (100%)

保護者 12.83%	八王子市 47.11%	東京都 23.99%	国 16.07%
---------------	----------------	---------------	-------------

↑ その他の収入含む

(7) 延長保育の状況

単位：園

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
公立	16	16	16
私立	61	61	63
合計	77	77	79

(8) 一時・休日・年末・緊急・定期利用保育の状況

保育ニーズの多様化に対応するため、一時・休日・年末・緊急・定期利用保育を実施している。

○一時保育

区 分		年 度		
		2 4	2 5	2 6
公立	実施園数 (園)	4	5	5
	延利用児童数 (人)	4,340	4,760	5,256
私立	実施園数 (園)	13	16	16
	延利用児童数 (人)	4,304	4,843	3,951
認定 こども園	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	1,313	1,195	762
合計	実施園数 (園)	18	22	22
	延利用児童数 (人)	9,957	10,798	9,969

○休日保育

区 分		年 度		
		2 4	2 5	2 6
公立	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	453	659	809
認証	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	161	170	215
合計	実施園数 (園)	2	2	2
	延利用児童数 (人)	614	829	1,024

○年末保育

区 分		年 度		
		2 4	2 5	2 6
公立	実施園数 (園)	2	2	2
	延利用児童数 (人)	36	65	80

○緊急保育

区 分		年 度		
		2 4	2 5	2 6
公立	実施園数 (園)	9	10	10
	延利用児童数 (人)	461	847	1,307
私立	実施園数 (園)	5	13	15
	延利用児童数 (人)	103	234	132
合計	実施園数 (園)	14	23	25
	延利用児童数 (人)	564	1,081	1,439

○定期利用保育

区 分		年 度		
		2 4	2 5	2 6
公立	実施園数 (園)	3	4	4
	延利用児童数 (人)	1,056	1,538	1,529
私立	実施園数 (園)	8	10	10
	延利用児童数 (人)	2,772	3,872	3,493
合計	実施園数 (園)	11	14	14
	延利用児童数 (人)	3,828	5,410	5,022

(9) 家庭福祉員

一定の研修を修了し市から認定を受けた家庭福祉員が、自宅等の家庭的な雰囲気の中で3歳未満の少人数の子どもを保育する。

(平成25年度から家庭福祉員3人が1グループとなり同一の建物で相互に協力して保育するグループ型小規模保育事業を実施。)

区分 \ 年度	24	25	26
福祉員数(人)	20	24	23
延利用児童数(人)	572	684	782
委託料(千円)	50,868	68,442	81,185

(10) 認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、設置を認証した保育施設。

0歳児保育、13時間以上の開所、送迎に交通の便がよい等の特色がある。

区分 \ 年度	24	25	26
施設数	12	12	12
延利用児童数(人)	5,675	5,479	5,481
補助額(千円)	500,496	501,843	502,269

(11) 病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難で、保護者が看護できない場合に専用施設で保育する。

区分 \ 年度	24	25	26
施設数	3	3	3
登録児童数(人)	2,561	2,950	3,330
延利用児童数(人)	1,097	1,259	1,326
委託料(千円)	34,864	29,427	38,587

(12) 幼稚園数・園児数等の推移

(各年度5月1日現在)

区 分 \ 年 度	2 5	2 6	2 7
施設数	31	31	31
定員 (人)	8,345	8,250	8,250
園児数	7,026	6,744	6,417

(13) 幼稚園等園児保護者補助金

市内に住民登録、または外国人登録をしていて、子どもを私立幼稚園に通園させている保護者に、補助金を支給する。

区 分 \ 年 度		2 4	2 5	2 6
補 保 助 護 金 者	人員 (人)	6,037	5,810	5,552
	金額 (千円)	478,872	512,668	471,362
就 園 奨 励 費	人員 (人)	5,122	4,924	5,660
	金額 (千円)	499,159	516,683	741,427
補 入 助 園 金 料	人員 (人)	2,720	2,576	2,529
	金額 (千円)	54,400	51,520	50,580

(14) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手伝いができる人とが会員になり、センターを介して相互援助活動をすることにより、仕事と育児の両立のための支援や子育て中の家庭への育児支援を行っている。

○会員数と活動数

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
依 頼 会 員 (人)	1,918	1,955	2,005
提 供 会 員 (人)	607	625	645
両 方 会 員 (人)	75	66	68
会 員 数 計 (人)	2,600	2,646	2,718
活 動 数 (回)	5,929	6,592	6,469

6. 健全育成

(1) 児童館設置状況

児童に健全な遊びを与えることにより児童の健康を増進し、情操を豊かにするために設置している。

本館は月曜日から土曜日の午前10時15分から午後7時まで（第4日曜日のみ午前9時15分から午後6時まで）、分館は月曜日から金曜日は午後1時から午後6時まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前10時15分から午後6時まで利用できる。

対象者は、0歳から18歳までの児童だが、乳幼児の場合は保護者が必ず付き添うことになっている。

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
施設数（本館）	10	10	10
施設数（分館）	2	2	2
合計	12	12	12

(2) 児童館利用者数

単位：人

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
就学児童	174,789	186,379	198,302
未就学児童	28,897	28,688	30,181
その他	39,320	41,902	43,924
合計	243,006	256,969	272,407

※過年度も含め、併設している学童保育所の利用者数を除いて集計。

(3) 学童保育所

保護者の就労等の理由で放課後家庭において適切な保護を受けられない小学生に遊び及び生活の場を与えることにより、健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置している。（平成27年度から14か所で高学年児童の受け入れを実施。）

月曜日から金曜日の放課後、午後6時30分（7時30分）まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前8時30分（8時）から午後6時30分（7時30分）まで利用できる。

※（ ）内は延長利用時間

年度 区分	24	25	26
学童保育所数	67	68	68

(4) 学童保育状況

年度 区分	24	25	26
延在籍者数（人）	1,433,062	1,503,834	1,548,512
延出席者数（人）	935,452	962,813	1,010,863
出席率（％）	65.3	64.0	65.3

(5) 自主学童保育所

年度 区分	24	25	26
保育所数	1		
延出席者数（人）	7,208		
補助金額（円）	13,597,837		

7. ひとり親・女性等福祉

(1) 母子・父子自立支援員、婦人相談員

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の自立のため、必要な相談・指導・助言を行う。婦人相談員は、緊急の保護や自立のための援助が必要な女性の相談・指導・助言を行う。

単位：人

区分	24	25	26
母子・父子自立支援員	4	4	4
婦人相談員	1	2	2

婦人相談員は平成27年4月より生活自立支援課へ所管替え

○母子・父子自立支援員相談種別件数

単位：件

区分	24	25	26	
生活一般	住宅	84	59	81
	医療・健康（病気、障害、その他）	47	44	52
	家庭紛争（夫等の暴力、その他）	96	67	74
	就労（求職・転職、資格取得・職業訓練、職場の悩み、その他）	618	680	772
	結婚	3	1	1
	養育費	43	31	48
	借金	6	8	4
	家事援助	4	2	1
	その他	163	148	129
	小計	1,064	1,040	1,162
児童	養育（保育所入所、虐待、その他）	87	102	85
	教育	147	188	75
	非行	0	3	1
	就職	6	0	1
	その他	39	27	25
小計	279	320	187	
生活保護	母子及び父子福祉資金（貸付、償還）	495	862	930
	女性福祉資金（貸付、償還）	2	3	4
	公的年金	2	2	2
	児童扶養手当	71	85	88
	生活保護	56	43	50
	税	3	6	3
	その他	169	100	118
小計	798	1,101	1,195	
その他	売店設置（母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条）	0	0	1
	たばこ販売（母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条）	0	0	0
	母子世帯向公営住宅	2	0	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	0	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	59	30	54
小計	61	30	55	
合計	2,202	2,491	2,599	

(2) 母子及び父子福祉資金の貸付

母子及び父子家庭の方々が経済的に自立していくために必要な資金の貸付を無利子あるいは低利子で行っている。なお、平成26年10月から対象が父子家庭にも拡大した。

○母子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分	年 度	2 4	2 5	2 6
事 業 開 始		—	—	1
事 業 継 続		—	—	0
修 学		125	132	160
技 能 習 得		2	5	3
修 業		—	2	1
就 職 支 度		—	—	0
医 療 介 護		—	—	0
生 活		—	3	4
住 宅		—	—	0
転 宅		3	1	2
就 学 支 度		34	43	68
結 婚		—	—	0
合 計		164	186	239
貸 付 額 (円)		80,930,000	88,712,300	116,192,100

○父子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分	年 度	2 4	2 5	2 6
事 業 開 始		—	—	0
事 業 継 続		—	—	0
修 学		—	—	3
技 能 習 得		—	—	0
修 業		—	—	0
就 職 支 度		—	—	0
医 療 介 護		—	—	0
生 活		—	—	0
住 宅		—	—	0
転 宅		—	—	0
就 学 支 度		—	—	4
結 婚		—	—	0
合 計		—	—	7
貸 付 額 (円)		—	—	2,690,000

(3) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の母又は父の就労による自立を支援するため、教育訓練の受講料の一部補助や、看護師等の資格取得のための修業期間中の生活費を支給する。なお、平成25年4月から対象が父子家庭にも拡大した。

【教育訓練給付金】厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の20%を支給する。

【高等職業訓練促進費】看護師などの就職に結びつきやすい資格を取得するために、2年以上の養成機関等に通う場合に促進費を支給するとともに、卒業時に一時金を支給する。

ア. 高等職業訓練促進費等の支給期間及び支給額の推移

単位：円

改定時期	支給期間	訓練促進費		一時金	
平成20年4月	修業期間の1/3 (上限12ヶ月)	非課税世帯	103,000	非課税世帯	50,000
		課税世帯	51,500	課税世帯	25,000
平成21年2月	修業期間の1/2 (上限18ヶ月)	非課税世帯	103,000	非課税世帯	50,000
		課税世帯	51,500	課税世帯	25,000
平成21年6月	全修業期間	非課税世帯	141,000	非課税世帯	50,000
		課税世帯	70,500	課税世帯	25,000
平成24年4月	全修業期間 (上限36ヶ月)	非課税世帯	100,000	非課税世帯	50,000
		課税世帯	70,500	課税世帯	25,000
平成25年4月	全修業期間 (上限24ヶ月)	非課税世帯	100,000	非課税世帯	50,000
		課税世帯	70,500	課税世帯	25,000

イ. 支給実績

単位：円

年度 区分		24		25		26	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
教育訓練給付金		11	189,586	9	194,603	6	97,000
高等職業訓練促進費	月額	34	45,893,000	35	39,986,500	32	31,121,000
	一時金	6	300,000	12	600,000	9	425,000

(4) 母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者を対象に、個々の状況やニーズに合わせた自立支援プログラムを策定し、就業を支援している。

○実施状況

年度 区分	24	25	26
策定人員(人)	6	25	53

(5) ひとり親家庭ホームヘルパー派遣

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児に支障のある世帯等にホームヘルパーを派遣している。

○派遣状況

年度 区分	24	25	26
世帯数（世帯）	26	31	24
延日数（日）	1,370	1,296	937

(6) 母子生活支援施設入所措置費委託料

母子家庭で監護すべき児童（18歳未満）の養育が困難になっている場合に、母子生活支援施設に母子ともに入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。

年度 区分	24	25	26
委託料（円）	15,206,568	14,149,399	10,099,879

(7) 母子等緊急一時保護

緊急に保護が必要な母子等に対し、母子生活支援施設の利用を提供した。また、同施設が利用できない母子等に対し、宿泊費等を支給した。

ア. 母子生活支援施設（2か所）

年度 区分	24	25	26
委託日数（延べ）	33	0	0
委託料（円）	402,600	0	0

イ. 宿泊費

年度 区分	24	25	26
宿泊数（泊）	0	1	0
援護費（円）	0	7,990	0

(8) 女性福祉資金の貸付

配偶者がいない女性で扶養親族のいる方などが、経済的に自立していくために必要な資金の貸付を無利子あるいは低利子で行っている。

単位：件

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
事業開始	—	—	—
事業継続	—	—	—
修学	6	7	7
技能習得	—	—	—
就職支度	—	—	—
医療介護	—	—	—
生活	—	—	—
住宅	—	—	—
転宅	1	—	1
就学支度	—	1	2
結婚	—	—	—
合計	7	8	10
貸付額（円）	3,493,000	3,317,000	5,052,000

(9) 入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を援護する。

区 分 \ 年 度	2 4	2 5	2 6
人員（人）	30	16	16
施設数	7	6	4
支給額 （千円）	14,685	10,230	8,158

8. 子ども家庭支援センター

(1) 子どもと家庭に関する総合相談

○相談種別件数

平成16年度に子育て相談センターから子ども家庭支援センター・地域子ども家庭支援センターみなみ野が開設／平成17年度に元八王子・南大沢が開設／平成18年度に館（たて）・石川が開設

単位：件

区 分		年 度		
		2 4	2 5	2 6
健康 (病気治癒・予防接種・事故等)		364	471	413
家庭・生活環境 (夫婦・祖父母・近隣との関係等)		1,772	2,454	2,772
発育・発達 (身体・性格・言葉・態度等)		859	924	770
養育不安		7,151	9,427	10,120
虐待		7,905	10,019	12,131
基本的な生活習慣 (食事・睡眠・排泄・遊び等)		311	133	155
教育・しつけ (学校・塾・育児法・不登校等)		1,942	3,353	2,773
非行		256	295	212
経済・就労		23	14	40
各種サービス問合せ		454	184	288
その他		332	384	480
合 計		21,369	27,658	30,154
相談対象別の内訳	0歳～ 6歳	9,104	9,190	11,723
	7歳～12歳	6,767	10,127	10,785
	13歳～15歳	3,790	5,243	4,384
	16歳～17歳	793	1,538	1,395
	18歳～	71	114	71
	保護者自身等	776	1,321	1,545
	その他(家族等)	54	112	73
	関係機関	14	13	178

(2) 市町村児童家庭相談援助

平成17年度から児童福祉法一部改正により市が児童虐待の通告先となったため、市民や関係機関から虐待など要保護児童の相談・通告を受け、児童相談所など関係機関と連携して対応している。

平成17年度は子ども家庭支援センター・地域子ども家庭支援センターみなみ野・元八王子・南大沢の4館、平成18年度以降は館・石川を加えた6館の合計数

○対応児童数

単位：人

年度		24	25	26
新規受理児童人数	児童虐待	321	387	486
	養護相談	233	187	284
	保健相談	0	0	2
	障害相談	12	19	24
	非行相談	12	7	9
	育成相談	173	214	192
	その他	14	22	17
合計	765	836	1,014	

(3) 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

子どもと家庭に関わる関係機関が情報を共有し、連携した支援を行うための子ども家庭支援ネットワークを児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会と定め、子ども家庭支援センターを支援状況を把握する調整機関に位置付け連携を強化した。

代表者会議：関係機関の管理職等／実務者会議：機関の実務者等／地域ブロック会議：ブロック内連携確保／関係者会議：個別児童の直接担当者等

○会議開催数

単位：回

年度		24	25	26
代表者会議	1	1	1	
実務者会議	3	2	2	
地域ブロック会議	5	5	5	
関係者会議	303	286	254	
機関向・市民啓発用関係機関共同作成品				

(4) のびのび子育て講座

のびのび子育て講座として、子を持つ親などを対象としたベビーマッサージ・離乳食・子に対する接し方などをテーマとした講習会を開催した。

年度		24	25	26
開催回数(回)	1,376	1,041	1,108	
参加人員(人)	28,818	21,657	20,602	

(5) 親子ふれあい広場（プレイルーム）利用者

平成16年度に子育て相談センターから子ども家庭支援センター・地域子ども家庭支援センターみなみ野が開設／平成17年度に元八王子・南大沢が開設／平成18年度に館（たて）・石川が開設

○年齢別利用者数

単位：人

年 度		2 4	2 5	2 6
区 分				
子 ど も	0 歳	12,684	11,991	11,166
	1 歳	16,639	15,591	16,768
	2 歳	8,840	8,372	7,862
	3 歳	3,840	4,186	3,868
	4 歳	1,290	1,398	1,293
	5 歳	528	668	536
	その他	520	565	585
	小 計	44,341	42,771	42,078
お と な	父	1,954	1,844	1,960
	母	37,491	35,214	35,325
	その他	1,534	1,301	1,253
	小 計	40,979	38,359	38,538
合 計		85,320	81,130	80,616

(6) 親子つどいの広場

概ね3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、育児相談等を行う場を身近な地域に設置した。

○延べ利用者数

単位：人

年 度		2 4	2 5	2 6
広 場				
夢きっず（八日町）		8,113	-	-
ゆめきっず（セレオ八王子）		19,666	29,278	37,242
堀 之 内		11,610	12,075	11,476
西 八 王 子		9,608	9,382	8,553
檜 原		4,845	5,159	7,288
大 和 田		10,278	8,210	10,034
合 計		64,120	64,104	74,593

※夢きっず（八日町）は平成24年4月1日～10月24日まで

ゆめきっず（セレオ八王子）は平成24年10月25日～平成25年3月31日までの利用状況

(7) 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が、病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭・公的行事等への参加・出張・育児疲れなどで一時的に児童（2歳～小学校6年生）の養育が困難になった場合に、児童を宿泊または夜間、施設や養育協力家庭（1歳～、ショートステイのみ）で預かる事業。

単位：実施延日数

年 度		2 4	2 5	2 6
区 分				
ショートステイ		364	917	939
トワイライトステイ		181	166	217

(8) 育児支援家庭訪問事業

市が養育支援を必要と認め、一般の子育て支援サービスの利用だけでは児童の養育が困難な家庭に育児支援ヘルパーが訪問し、複雑な問題を抱えた家庭には保健師等が技術的援助を行うことにより、家庭における児童の安定した養育を目的とする事業。

(平成18年2月より事業開始)

年度	24	25	26
育児支援ヘルパー			
家庭訪問延件数	195	329	396

9. 子どもと外出しやすい環境整備

○赤ちゃん・ふらっと

子育て中の市民が乳幼児と一緒に安心して外出できるように、ミルクが作れ、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進。民間事業者が商業施設等へ「赤ちゃん・ふらっと」を整備する際に、設置費用を補助した。

年度	24	25	26
区分			
市内新規設置数 (年度末累計)	5 (66)	10 (76)	24 (100)
補助施設数	商業施設 2か所	医療施設 1か所	子育て支援 施設 4か所

10. 企業との協働による子育て支援

○子育て応援企業

子どもと一緒に利用できるサービスの提供や子どもに関わる地域活動、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる会社や商店を「子育て応援企業」として登録し、PRを行った。

年度	24	25	26
区分			
年度末登録数	79団体 (150事業所)	86団体 (158事業所)	90団体 (162事業所)